

## 柱3 豊かな心

### ■ 目標指標

	指標	基準値	目標値 (令和7年度)
13	<p><b>横須賀市人権教育指導者所属校の割合</b></p> <p>横須賀市人権教育指導者養成研修講座を修了した教員が所属する学校の割合（横須賀市人権教育指導者養成研修講座は人権教育の実践指導を積極的に推進する教員の育成を図るために実施している研修講座。2年間受講して修了）</p> <p>*横須賀市教育研究所資料</p>	55.5% (令和3年度)	80.0%
14	<p><b>小中学校におけるいじめの解消率</b></p> <p>市立小中学校で認知したいじめが解消された割合（いじめの解消については、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月14日文部科学省）により「いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3カ月を目安に継続している」という定義が示されたため、例年8月に実施される神奈川県調査の数値を実績とします。）</p> <p>*児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省） *児童・生徒の問題行動等調査（公立小・中学校版）（神奈川県）</p>	98.3% (令和2年度)	100.0%

※ 基準値は、新型コロナウイルス感染症の影響等により調査が実施できなかった場合や実績が例年と著しく異なる場合は、その影響がない年度の数値としています。

## 施策6 人権教育・道徳教育の推進

### 1 現状と課題

人間の生命はかけがえのないものであり、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利を尊重することは大切なことです。人権を尊重するためには、年齢や性、障害の有無や国籍等に捉われず、多様性を認め合うことを大切にしていかなければなりません。

しかし、本市の教職員を対象とした性の多様性に関するアンケート調査等では、性の多様性について誤った認識をしている教職員がいることが分かりました。性に限らず、多様性を認め合う人権教育を推進していくためには、多様性に関する正しい知識と人権感覚を身に付けていく必要があります。

また、「特別の教科 道徳」を要として、学校の教育活動全体を通して行われる道徳教育の充実を図る必要があります。

児童生徒が人権や道徳に関する知識を身に付け、理解を深めるには、教職員自身が意識・感覚・知識を磨いていくことや学校の組織的な取り組みが大切です。

### 2 事業

<b>事業 36</b>	<b>人権教育に関する指導力の向上（教育研究所）</b>
概要	<p>多様性を認め合う人権尊重の理念について教職員の理解を深めるため、関係機関と連携した人権教育の研修等の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校人権教育担当者研修講座の開設</li> <li>○ 人権教育指導者養成講座の開設</li> </ul>

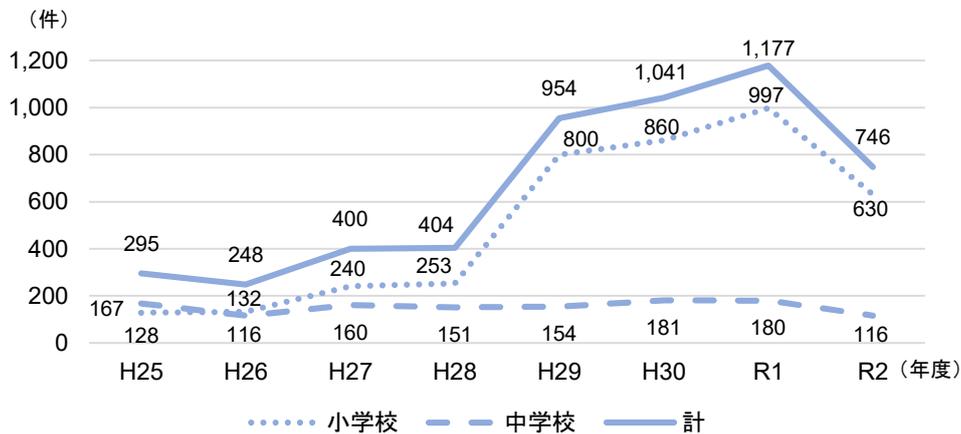
<b>事業 37</b>	<b>道徳教育に関する指導力の向上（教育指導課）</b>
概要	<p>道徳教育に関する教員の指導力を向上させるため、教職員が道徳教育の指導上の諸問題を研究協議するとともに、道徳教育全般や道徳科における授業についての研修等の充実を図ります。</p>

# 施策7 いじめ・暴力行為への適切な対応

## 1 現状と課題

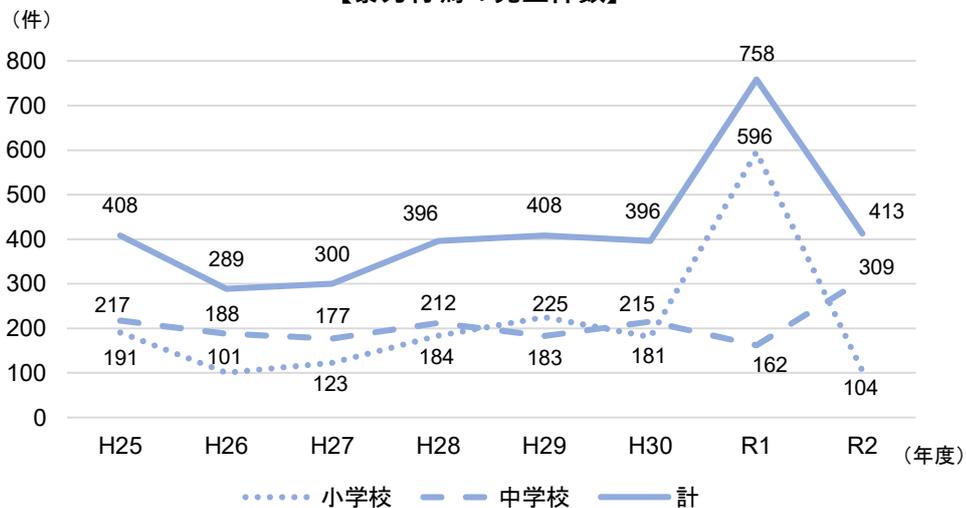
本市における児童生徒のいじめの認知件数、暴力行為の発生件数は増加しています。これは、各学校において初期段階のケースも含め、積極的にいじめや暴力行為の認知と対応を行っていることによるものですが、学校教育においては、「いじめはどの学校でも、どのクラスにも、どの子にも起こりうる」という基本的な考えに立ち、加害も被害もどちらも成長過程にある子どもであることを踏まえ、教員の日常的なきめ細かな指導を徹底するとともに、心理的・福祉的な側面から専門家も十分に活用しながら、未然防止と早期解決に努める必要があります。また、いじめが解消していると判断した後も注意深く見守っていくことが求められます。

【いじめの認知件数】



※ 平成29年3月「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定により、いじめの定義が明確となり積極的な認知が求められるようになりました。このため平成29年度は本市でも認知件数が倍増しています。

【暴力行為の発生件数】



※ 令和元年度、暴力行為の発生件数は小学校で倍増しました。この増加はケガにつながらないものでも暴力行為と捉え学校が適切に指導していることのと表れと考えられます。

出典：令和2年度横須賀市立小中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査の結果について

## 2 事業

事業 38	<b>スクールカウンセラーの配置（支援教育課）</b>
概要	いじめ・暴力行為・不登校等の課題解決を図るため、臨床心理の知識と経験を備えた「スクールカウンセラー」を全学校に配置し、児童生徒、保護者、教職員に対して心理に関する専門的見地からのカウンセリングやアセスメント（情報収集・見立て）、コンサルテーション（専門家による指導・助言を含めた検討）等を行います。
事業 39	<b>スクールソーシャルワーカーの配置（支援教育課）</b>
概要	児童生徒を取り巻くさまざまな環境に働きかけ、問題行動や不登校の予防・早期解決を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を持つ「スクールソーシャルワーカー」を全学校に配置し、家庭や社会福祉関係機関との連携を強化しながら、学校とともに課題解決や状況の改善を図っていきます。
事業 40	<b>ふれあい相談員・登校支援相談員の配置（支援教育課）</b>
概要	いじめや不登校等を予防、早期解決するため、小学校に「ふれあい相談員」を配置し、児童との日常的かつ情緒的な関わりを通して、教職員と連携して個々のニーズや困難さを把握します。 また、中学校には「登校支援相談員」を配置し、登校はできるものの、教室に入ることのできない生徒に対し、相談室等で対応したり、不登校生徒宅に担任とともに家庭訪問をしたりしながら、校内の居場所づくりや人間関係を広げる手助けをします。
事業 41	<b>学校スーパーバイザーの配置（支援教育課）</b>
概要	児童生徒への支援体制を充実させるため、「学校スーパーバイザー」を配置します。ふれあい相談員、登校支援相談員、スクールカウンセラー、教育相談心理士等への助言や指導を行うとともに、学校に対して、心理的な視点から支援のアドバイスや重篤な事件事故が起きた際の緊急支援を行います。
事業 42	<b>教育相談による支援（支援教育課）</b>
概要	学校生活における不安や悩みを抱える児童生徒が本来の力を発揮し、成長できるよう、児童生徒とその保護者のニーズに基づいた心理的・教育的援助を行います。 教育相談では、心理学の視点に基づいて本人、家庭、学校の情報を統合した見立てを行い、保護者、学校等、協働すべき関係者と連携して、必要に応じて継続的なカウンセリングや心理教育を行うとともに、本人の支援の場として適切であると判断した場合には、相談教室につなぎます。

## ～ 横須賀市いじめ等の対策に関する条例 ～

いじめは許されない行為であり、全ての学校において、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に努めています。

体罰も許されない行為であり、学校では子どもの人権に関わる問題であることを認識し、信頼関係を基盤とした適切な指導を心掛けて、体罰の根絶に取り組んでいます。

また、学校においては、学校と子ども、保護者または地域住民等との間で生じた様々な問題が多発し、これらを解決することに非常に苦慮しています。

このような状況を受け、本市では、いじめ防止対策推進法の内容および「横須賀市支援教育推進委員会」での議論を踏まえ、実効性のあるいじめ防止対策や体罰の根絶および学校問題の解決を図る対策を進めることを目的に、「横須賀市いじめ等の対策に関する条例」を制定し、横須賀の全ての子どもたちが、明るい笑顔で楽しく充実した学校生活を送れることを目指しています。（平成26年（2014年）7月1日施行）

## ～ 横須賀市自殺対策計画 ～

自殺対策基本法等を踏まえた市町村自殺対策計画として、自殺の要因となり得るさまざまな分野の施策、組織および関係者と密接に連携し、包括的な取り組みを推進するために定めている計画です。

この計画では、教育の分野における関連施策として人権教育の推進、いじめや不登校の悩みを抱える子どもや保護者を支えるための相談窓口の充実等を位置付け、児童生徒の命を守るための支援を行うこととしています。